

第2回理事会日程

令和7年5月28日

◎報告事項

1. 会議日誌について（資料1）
2. 第4回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会 理容師・美容師専門委員会について（資料2）
3. 令和7年春の叙勲・褒章受章者について（資料3）
4. 第193通常総会・評議員会について
(1) 監査報告について（資料4）
5. 「全理連ナショナルチーム育英支援の会」監査報告について（資料5）
6. 2025パリ世界大会個人戦部門出場選手の募集結果について（資料6）
7. 全理連特別講師の委嘱について（資料7）
8. 関係団体の各種会議について（資料8）
9. 共済制度検討 中間報告（口頭）

◎協議事項

1. 第193通常総会・評議員会について
(1) 役員（監事）選任の件について（資料9）
2. 令和7年度厚生労働省健康・生活衛生局長表彰について（資料10）
3. 令和7年度全国理容連合会理事長表彰について（資料11）
4. 「全理連ナショナルチーム育英支援の会」会則の一部改訂（案）について（資料12）
5. HAIRSTYLIST CHAMPIONSHIP・ジャパンカップ2025（第77回全国理容競技大会）および諸会議、
ウエルカムパーティー等の日時・会場について（資料13）
6. Hair Creation-2026の設定について（資料14）

資料1

会 議 日 誌

令和7年4月16日～5月20日

7. 4/16 第1回正副理事長打合会

◎打合せ事項

1. 会議日誌について ----- 了承
2. 令和6年度事業報告について ----- 了承
3. 令和6年度決算報告および剰余金処分案について ----- 了承
4. 株式会社日本政策金融公庫（振興事業貸付等）の融資について ----- 了承
5. 生活衛生関係営業物価高騰等対応支援事業（令和6年度補正予算）について ----- 了承
6. 令和7年度生活衛生関係営業対策事業について（案） ----- 了承
7. 令和6年度理容業経営実態調査結果報告について ----- 了承
8. パンデミック対応衛生消毒2024セミナーの実施報告について ----- 了承
9. 令和7年度衛生消毒徹底運動の実施について ----- 了承
10. 第193通常総会・評議員会について
- (1) 運営およびスローガンについて ----- 了承
- (2) 監事候補者の推薦について ----- 了承
11. 令和7年度厚生労働大臣表彰の候補者の推薦について ----- 了承
12. 令和7年度全国生衛中央会理事長表彰の候補者の推薦について ----- 了承
13. 第63回技能五輪全国大会の競技委員等の推薦について ----- 了承
14. HAIRSTYLIST CHAMPIONSHIP・ジャパンカップ2025（第77回全国理容競技大会）（於：兵庫県）選手割当数について ----- 了承
15. 第4部門「波と蒼空のコンチェルト」の参考ヘアスタイル作品について ----- 了承
16. OMCミラノ国際審査委員会議の報告について ----- 了承
17. 2025パリ世界大会ジュニア部門の出場選手の募集結果について ----- 了承
18. 2025年地球温暖化防止対策「デコ活」事業ヘアスタイルと川柳の募集結果について ----- 了承
19. 令和6年度組織強化運動の結果報告について ----- 了承
20. 組織力強化への組合加入キャンペーンについて ----- 了承
21. 令和6年度理事共助会の決算報告について ----- 了承
22. 関係団体の各種会議について ----- 了承
23. 令和7年度生活衛生関係営業対策事業費補助金について ----- 了承
24. 役職員のクールビズへの対応について ----- 了承
25. 連合会事務局の人事異動について ----- 了承
26. 第1回常務理事会（4/17）並びに第1回理事会（4/23）の協議日程について ----- 了承

7. 4/16 第1回常務理事会

[事前送付]

◎報告事項

1. 会議日誌について ----- 了承
 2. 令和6年度理容業経営実態調査結果報告について ----- 了承
 3. パンデミック対応衛生消毒2024セミナーの実施報告について ----- 了承
 4. 令和6年度理事共助会の決算報告について ----- 了承
 5. 関係団体の各種会議について ----- 了承
- [当日配布]

◎協議事項

1. 令和6年度事業報告について ----- 了承
2. 令和6年度決算報告および剰余金処分案について ----- 了承
3. 株式会社日本政策金融公庫（振興事業貸付等）の融資について ----- 了承
4. 生活衛生関係営業物価高騰等対応支援事業（令和6年度補正予算）について ----- 了承
5. 令和7年度生活衛生関係営業対策事業について（案） ----- 了承
6. パンデミック対応衛生消毒2025セミナーの実施について ----- 了承
7. 第193通常総会・評議員会について
 - (1) 運営およびスローガンについて ----- 了承
 - (2) 監事候補者の推薦について ----- 了承
8. 令和7年度厚生労働大臣表彰の候補者の推薦について ----- 了承
9. 令和7年度全国生衛中央会理事長表彰の候補者の推薦について ----- 了承
10. 第63回技能五輪全国大会の競技委員等の推薦について ----- 了承
11. HAIRSTYLIST CHAMPIONSHIP・ジャパンカップ2025（第77回全国理容競技大会）（於：兵庫県）選手割当数について ----- 了承
12. 第4部門「波と蒼空のコンチェルト」の参考ヘアスタイル作品について ----- 了承
13. OMCミラノ国際審査委員会議の報告について ----- 了承
14. 2025パリ世界大会ジュニア部門の出場選手の募集結果について ----- 了承
15. 2025年地球温暖化防止対策「デコ活」事業ヘアスタイルと川柳の募集および審査結果について ----- 了承
16. 令和6年度組織強化運動の結果報告について ----- 了承
17. 令和7年度組合加入キャンペーンについて ----- 了承
18. 役職員のクールビズへの対応について ----- 了承
19. 連合会事務局の人事異動について ----- 了承
20. 第1回理事会（4/23）の協議日程について ----- 了承

7. 4/23 第1回理事会

◎報告事項

1. 会議日誌について ----- 了承
2. 令和6年度理容業経営実態調査結果報告について ----- 了承
3. パンデミック対応衛生消毒2024セミナーの実施報告について ----- 了承
4. 令和6年度理事共助会の決算報告について ----- 了承

5. 関係団体の各種会議について ----- 了承

◎協議事項

1. 令和6年度事業報告について ----- 了承

2. 令和6年度決算報告および剰余金処分案について ----- 了承

3. 株式会社日本政策金融公庫（振興事業貸付等）の融資について ----- 了承

4. 生活衛生関係営業物価高騰等対応支援事業（令和6年度補正予算）について ----- 了承

5. 令和7年度生活衛生関係営業対策事業について（案） ----- 了承

6. パンデミック対応衛生消毒2025セミナーの実施について ----- 了承

7. 第193通常総会・評議員会について

(1) 運営およびスローガンについて ----- 了承

(2) 監事候補者の推薦について ----- 了承

8. 令和7年度厚生労働大臣表彰の候補者の推薦について ----- 了承

9. 令和7年度全国生衛中央会理事長表彰の候補者の推薦について ----- 了承

10. 第63回技能五輪全国大会の競技委員等の推薦について ----- 了承

11. HAIRSTYLIST CHAMPIONSHIP・ジャパンカップ2025（第77回全国理容競技大会）（於：
兵庫県）選手割当数について ----- 了承

12. 第4部門「波と蒼空のコンチェルト」の参考ヘアスタイル作品について ----- 了承

13. OMCミラノ国際審査委員会議の報告について ----- 了承

14. 2025パリ世界大会ジュニア部門の出場選手の募集結果について ----- 了承

15. 2025年地球温暖化防止対策「デコ活」事業ヘアスタイルと川柳の募集および審査結果
について ----- 了承

16. 令和6年度組織強化運動の結果報告について ----- 了承

17. 令和7年度組合加入キャンペーンについて ----- 了承

18. 役職員のクールビズへの対応について ----- 了承

19. 連合会事務局の人事について ----- 了承

<連合会関係団体>

=全国理容政治連盟中央会=

7. 4/16 第3回正副会長・幹事長打合会

7. 4/17 第3回常任執行委員会

7. 4/23 第3回執行委員会

資料 2

2025-2-28 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会第4回理容師・美容師専門委員会

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 それでは、定刻となりましたので、ただ今より第4回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

また、本日の会議は、あらかじめ事務局より傍聴を希望された方を対象に音声の配信を行っております。そのため、御発言の際はマイクを近づけていただいた上でお名前を名乗って、できるだけ大きな声で御発言いただき、発言時はマイクを御使用いただき、発言されない際はマイクを切るよう御協力をお願いいたします。

傍聴される方におかれましては、開催案内の際に御連絡しております「傍聴される皆様へのお願い」事項の遵守をお願いいたします。

続きまして、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

本日御出席いただいているのは、遠藤委員、大森委員、谷本委員、内藤委員、芳賀委員長、藤田委員、藤原委員、松野委員、宮崎委員の9名です。松野委員はオンラインで御出席いただいています。

なお、本日御欠席の増田委員からは、本日の議題に関する御意見をあらかじめ頂戴しておりますので、参考資料として配付させていただいております。

委員総数10名中9名の委員の御出席をいただいておりますので、厚生科学審議会生活衛生適正化分科会運営細則第2条第6項の規定により、本日の会議が成立したことを御報告します。

なお、事務局の出席状況ですが、本日、急な公務のため大坪健康・生活衛生局長が欠席させていただきます。

それでは、この後の進行につきましては、芳賀委員長をお願いいたします。

○芳賀委員長 皆様、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

初めに、事務局より資料の確認をお願いします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 事務局でございます。資料の確認をさせていただきます。

まず、議事次第、委員名簿、座席表の3点がございまして、議事次第に記載のとおり資料が1点、このほか参考資料1～参考資料4を配付しております。過不足等がありましたら、事務局にお申しつけください。

特にないようであれば、芳賀委員長、お願いいたします。

○芳賀委員長 ありがとうございました。

それでは、議事に従って早速進めていきたいと思っております。

議題1「理容師・美容師の養成のあり方等に関する今後の検討に向けた整理（案）」につきまして、事務局から資料の説明をお願いします。事務局からの説明後、委員から御意見を聞き、審議するという段取りで進めていきたいと思いをします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課長補佐 それでは、資料に沿って事務局から御説明をさせていただきます。

1 ページ目は、第3回専門委員会までの議論の整理についてでございます。第1回から第3回専門委員会の議論の経過と専門委員会での主な総論的な御意見をまとめて、こちらに記載させていただいております。

2 ページ目は、これまでの御議論を踏まえ、事務局において今後の課題の整理（案）としてまとめたものでございます。理美容のサービスは国民生活に欠かせないものであり、高度化・多様化する消費者ニーズに対応したサービスを提供できる理容師や美容師を養成し、確保していく必要があります。また、今後、生産年齢人口が急速に減少し、様々な産業分野で人材確保が大きな課題となる中で、理容業及び美容業が将来にわたり、若者にとって魅力的な職業であることが重要と考えてございます。

そのため、今後の養成制度の検討に当たりましては、少子高齢化が進展する中で理容業や美容業の担い手を各地域で安定的に輩出するとともに、近年の離職動向にも留意しつつ、人材の確保・定着に資する仕組みとしていくことが重要と考えてございます。

点線の枠囲い内には、第3回委員会の資料から、18歳人口の推移や理美容業の若年従事者数の推移と近年の離職動向の関連データを掲載しております。

これらを踏まえまして、下の太線の枠囲い内に4つの検討の視点というものを挙げてございます。

1つ目は、消費者ニーズの高度化・多様化に対応した養成カリキュラムの推進として、コアとなる必修科目の基礎的な知識・技術の習得をベースとしつつ、幅広い理容・美容サービスの学習の機会を確保すること。2つ目は、「養成施設の教育」から「理容所・美容所の就業」の円滑な移行の推進としまして、理美容業界でのミスマッチによる離職防止や人材定着を推進すること。3つ目は、社会環境の変化に対応した養成施設の運営の安定化の推進としまして、1つは人口減少下においても、将来にわたり全国で有能な人材を安定的に輩出する方策、もう一つは、ICTの進展等を踏まえた効果的・効率的な履修方法について活用促進を図ること。4つ目は、平成29年改正に関連した課題への適切な対応として、第3回専門委員会でも議論となりました通信課程における面接授業の特例の見直しに関することです。

3 ページ目は主な論点項目（案）でございます。第3回専門委員会までの議論を踏まえた主な論点項目案につきまして、今回、項目を少し改変した上で、先ほど御説明しました検討の視点との関連が分かるようにこちらに記載しております。次ページ以降に、各論点に係る制度の現状、これまでの御議論と事務局による今後の対応の方向性（案）をまとめ

てございます。

4 ページ目は各論の 1 つ目でございます。「1. 必修課目と選択課目の履修内容について」です。必修課目は、資料に掲載してございます 8 つの課目で構成され、理容師または美容師になるために必要な知識及び技能を修得する課目でございます。また、専門課目は、幅広い教養を身につけ、人間性豊かな人格の形成や保健衛生に携わる専門的技術者としての自覚をかん養するものとして、厚生労働省の通知にお示ししております課目の例を参考に養成施設において独自に設定する課目でございます。

専門委員会での御議論におきましては、養成施設において特色ある教育を行うことができるよう、選択課目の内容を充実させていくべきではないか。また、理容・美容は高齢化の問題と非常に深い関係にあり、人との対話やコミュニケーション、高齢者や障害者等の対応について学ぶ機会が必要ではないかといったこと。また、養成段階から将来を見据えたキャリアプランの指導は非常に重要であるといったこと。あとは、選択課目は人材育成の側面が大きく、必要な教養を身につける重要な機会であるといった御意見をいただきました。

その下に記載がございます今後の検討の方向性でございますけれども、理容師・美容師の養成に当たって、必須となる知識・技能の修得を図る必修課目の履修を中核としつつ、多様な消費者ニーズを踏まえ、養成施設において選択課目を柔軟に設定・活用し、特色ある教育を促進することが重要であると考えてございます。将来、理容業・美容業に従事するに当たり、習得すべき実践的内容への重点化を促進する観点から、通知で例示しております選択課目に関して見直しを行うこととしてはどうかと書いてございます。

資料の矢羽の一つ目は、卒業後の理美容業界への定着を促進する観点から、必修課目の「運営管理」において行われております接客等に関する教育に加えて、早期から自身のキャリアデザインを促すためのキャリア指導や就職活動等に必要な接客マナーに関する教育を実施する課目を新たに例示してはどうかと考えてございます。

2 つ目は、一般教養課目群の「社会福祉」の中において、知識の向上を図るために、様々な客層に対応できる人材を養成する観点から、店舗における高齢者や障害者の接客対応、外出が困難な高齢者等に対する出張理容・出張美容などに係る教育内容の充実が考えられるところでございます。

5 ページ目は、現行の制度における必修課目の「運営管理」と選択課目の「社会福祉」の履修内容でございます。資料に赤字でお示ししておりますとおり、現行の「運営管理」の中においても、基本的な接客対応等に関する記載はあるところでございます。選択課目の「社会福祉」においても、社会福祉の意義や目的の学びとともに、福祉施設や地域におけるボランティア活動であったり、その職能を生かした社会福祉活動に関する記載がございます。こうした中に、先ほど申し上げました検討の方向性（案）も盛り込んでどうかと考えているところでございます。

6 ページ目は「2-1. 養成施設における実習のあり方について」です。制度の現状と

しまして、実習は養成施設内で実施することを原則としつつ、実地に役立つバランスの取れた理容または美容技術を身につけさせるとともに、実務経験を通じて専門職業人としての自覚を促すことを目的として、生徒の技術習熟状況に応じて、養成施設が作成した実施計画に基づく教育課程の一環として、必修課目の実習において実務実習を行うことが可能でございます。また、その実務実習に加えまして、実務実習を実施する上での留意事項に準じて、選択課目の専門教育課目において校外実習を行うことも可能となっております。

これまでの専門委員会の御議論では、実務実習は現場を知る貴重な経験として意義がある一方で、現場の悪い側面も知ることができるなど、理想と現実のギャップの解消に資する機会と考えられるといった言及や、第2回の専門委員会での参考人ヒアリングに対する御意見において、養成施設での公衆衛生学などの座学に加え、基礎的な技術の習得が衛生的で高度な技術につながるものであり、簡単に実務実習を増やせばよいというものではないのではないかといった趣旨の御意見がございました。

また、その下のヒアリングの御意見では、ボツの3つ目でございますけれども、第2回専門委員会の日本ビューティー創生本部の参考人から、養成施設での学習で身につく技術と現場で生かせる技術に大きな差がある。実務実習の時間について、養成施設に裁量を持たせてもよいのではないかといった御意見がございました。

その下のボツでは、第3回専門委員会の養成施設の参考人から、年間60時間以上必要な場合は、選択課目の校外実習で対応できると考えるといったことや、上限時間を拡大した場合、サロンごとに教える内容に差が生まれる、提供できるサービス・レベルが限られており顧客満足につながらない、生徒の管理が難しくサロン側の人材確保の手段とされることが考えられるといった御意見がございました。

7ページ目は、参考として第2回専門委員会の資料にも掲載してございました実務実習の取扱いについて、標準的な流れを図示したものでございます。

8ページ目も参考資料でございまして、第2回専門委員会での事務局からの提供資料の抜粋でございまして、美容師養成施設の教育状況等に関する令和5年度調査結果の報告となります。

簡単に御紹介させていただきますと、問2でございしますが、実務実習は有効だと感じると回答した施設の理由として、現場を体験できる貴重な経験であるといったことや就職意識の向上につながるためという回答が多くございました。また、資料の右側の問4では、実務実習のおおよその年間時間数について、昼間課程においては現行の上限いっぱいまでしているところが3分の1程度、現行の上限の半分くらいまでしているところが半数程度ございました。また、資料の下の問9では、実務実習制度の見直しや改善点において、生徒が美容行為を行えるなどの実習制度の周知不足、実務実習の上限時間の増加という回答がございました。その右側の養成施設における実習状況では、受入先における指導内容等の統一・調整や受入サロンの確保・充実が挙げられてございました。

9ページ目、こうしたことを踏まえ、今後の検討の方向性（案）としまして、まず、必

修課目と選択課目の共通事項につきましては、消費者ニーズが高度化・多様化する中、就職後のミスマッチ防止や人材の定着促進の観点から、養成段階で、現場で求められる技術や就業態度等を学ぶ機会の必要性や重要性が増しております。まずは、一定の条件の下で理容行為または美容行為を行うことが可能であることを含め、現行の実務実習と校外実習のこういった制度の積極的な活用を周知することとしてはどうかと考えてございます。

その下の選択課目の専門教養課目におきまして、特色ある教育の一環として、現場で求められる技術や態度などを重点的に学ぶ機会を提供する課目の設定を弾力的に行うことができるように、校外実習の単位数、授業時間数の上限について見直しを行ってはどうかと考えてございます。

資料の表の左側にある上限時間の目安の改正イメージ図を御覧ください。選択課目の単位の内訳は法令等で規定していないため、図の単位は便宜的に記載したものでございます。現行では、教科課目の区分ごとに5分の1を超えない範囲とされておりますので、例えば、この表の総合技術の授業時間数の5分の1に当たる48時間を校外実習に充てることができることになってございますが、これを表の左側にありますように、専門教養課目全体の合計時間数の5分の1を超えない範囲に改正することで、小計の360時間の5分の1に当たる72時間を総合技術の校外実習に充てることも可能になるといった、養成施設の裁量において選択の幅を少し広げる見直しを行ってはどうかと考えているところでございます。

また、その下の一般教養課目におきましては、福祉施設や地域のボランティア活動などの機会をさらに活用することを周知してはどうかと考えてございます。

最後の必修課目の実務実習におきましては、養成の骨格となる必修課目の一部に位置づけられている趣旨を踏まえつつ、養成施設の判断において、地域のサロンの連携の下で実践的能力の習得に向けて、より効果的な教育を実施するための工夫として、現行の上限時間を超えて実務実習を行うことを可能とすることについて、どのように考えるかについて御意見をいただきたいと思いますと考えてございます。

なお、現行の上限時間の120時間につきましては、実習全体の約1割に相当しております。実習全体の2割では180時間、3割では270時間となります。仮に上限時間の拡充を検討する場合において、受入先のサロンによって生徒の習得内容に隔たりが生じないよう、実務実習の質の確保に向けた環境整備についても併せて検討が必要と考えられますが、これについてもどのように考えるかについて御意見をいただければと思っております。

10ページ目は「2-2. 養成段階と就職後の人材育成の連携・接続について」でございます。現状は、「『美容師養成の改善に関する当面の方針』に係る令和5年度以降の対応」に基づきまして、厚生労働省において令和5年度に美容師養成施設の教育状況に関する実態調査を行ってございまして、厚生労働省のホームページで公表して、都道府県等に周知を行いました。また、令和6年度の調査では、理容師養成施設も調査対象に加え、現在、調査結果の集計等を行っているところでございます。

養成施設のヒアリングにおきましても、業界団体と連携し、サロンの説明会などで相互

の情報交換を行ったり、授業課目や教育課程の編成の際に団体等と連携して実践的な授業を展開しているといった御意見がございました。

こうしたことを踏まえて、今後の対応の方向性（案）としまして、養成段階と就業後の人材育成の連携・接続が円滑かつ効果的になされるよう、引き続き、実態調査により養成施設及びサロン等における好事例を調査し、周知することとしてはどうかと考えてございます。また、その下のサロンにおける入職後の人材育成の取組推進の重要性につきまして、関係団体の御協力を得ながら周知を図ることとしてはどうかと考えてございます。

その下に参考として、第2回専門委員会で事務局から御説明しました調査結果の資料の抜粋を掲載してございます。

11ページ目は「3-1. 同時授業の特例の取扱いについて」です。理容師養成施設の安定した運営の確保の観点から、平成22年に設立者を同じくする理容師養成施設と美容師養成施設のそれぞれの生徒が、いずれにも勤務する教員から同時に授業を受けることが可能といった同時授業の特例制度が創設されてございます。平成28年にその実施要件が一部緩和されまして、現行では「理容師養成施設の入所者の数が前年又は前々年のいずれか一方の年において15人未満であり、かつ、他方の年において20人未満である場合」と規定としているところでございます。これまでの専門委員会での議論の中で、実施要件の緩和の検討に関する御意見もございました。

今後の検討の方向性（案）でございますが、事務局が行った調査により、令和3年から令和5年における併設校の入所者数につきまして、現行の要件に合致しない併設校は約3割存在してございます。将来にわたって地域に理美容業に必要な人材を輩出できるよう、急速な少子化の進行や教育の確保が難しくなることが想定される中で、同時授業の要件のさらなる緩和を検討してはどうかと考えてございます。

12ページ目は同時授業に関する参考データでございます。参考①は先ほど御説明いたしました事務局の調査結果でございまして、赤枠囲いの中の「他方の年が人数要件に合致しない」というものと「両年とも人数要件に合致しない」の割合を合わせますと3割程度となつてございます。その下の参考②は、今申し上げました3割の理容師養成施設における令和4年度と令和5年度の昼間課程を比べて、入所者数が多いほうの分布で整理したものでございまして、表の30人未満の施設が半数、30人以上の施設が半数となっている状況でございまして、その下の参考③は、その理容師養成施設と美容師養成施設の定員の充足状況を整理したものでございます。

13ページ目は「3-2. 遠隔授業の実施について」です。現状は、理容師制度や美容師制度において、遠隔授業の取扱いを個別にお示しした通知等はございませんが、養成施設の多くは専修学校でありまして、専修学校設置基準等において遠隔授業は一定の要件の下で行うことが可能とされてございます。第3回の専門委員会において、通信課程の通信授業について、オンラインやオンデマンドによる授業を行うことは可能なのかという委員の御発言等がございました。

これを踏まえて、今後の対応の方向性（案）としまして、近年の情報通信技術の発展等を踏まえ、対面授業に相当する教育効果を維持しつつ、養成施設や生徒が多様な履修方法を選択することができるよう、理容師及び美容師養成課程の性格等を勘案の上、遠隔授業の取扱いや運用を明確化することとしてはどうかと考えてございます。資料の下に参考として、専修学校における遠隔授業の取扱いの整理を掲載してございます。

14ページ目は「4. 通信課程における面接授業の特例の取扱いについて」でございます。通信課程における面接授業については、120単位以上（600時間以上）の履修が必要とされているところでございます。理容所また美容所に常勤で補助的な作業に従事している生徒においては、60単位以上（300時間以上）の履修で足りるとする特例が規定されているところでございます。この特例の取扱いについて、通知において令和9年度までに一般の生徒と同基準に見直すこととされているところでございます。

第3回委員会での御議論では、この特例と平成29年の制度改正で創設された修得者課程で実習の単位数がアンバランスではないかといった御意見もいただきました。また、養成施設、生徒、受入サロンなど現場の負担や混乱を考慮し、実施単位数や実施時期を含めて配慮すべきでないかといった御発言もありました。また、養成施設のヒアリングでも、特例の取扱いを一般の生徒と同基準に見直す場合の懸念等についてコメントをいただいたところでございます。

こうしたことを踏まえまして、今後の検討の方向性（案）として、通信課程の修得者課程や他の養成課程における実習単位との均衡を踏まえた場合、特例の見直しは必要と考えてございます。見直し後の必要な単位数につきましては、理容所及び美容所での常勤補助者の就業実態等を把握した上で、履修内容の減免の妥当性について評価・検討を行うこととしてはどうかと考えてございます。こうしたことを前提に、通知でお示ししています令和9年度までの特例の適用期限については、一定の期間延長しまして、その評価・検討プロセス後の特例の見直し方針について養成施設や生徒、サロンに十分な周知を図った上で施行することとしてはどうかと考えてございます。

15ページ目は、日本理容美容教育センターが令和6年8月に社員校に対して調査した参考データでございます。資料の円グラフの下半分でございますけれども、面接授業単位別の入学者数でございます。左側の理容科では約8割、右側の美容科では約4割程度の生徒が特例制度で入学していることが分かるような内容となっております。

以上、資料について事務局からの御説明でございました。

○芳賀委員長　ありがとうございました。

これまでの議論を整理して、今後の検討あるいは対応の方向性をお示しいただきました。これにつきまして、委員の皆様から御意見や御質問をお願いしたいと思います。発言の際は挙手をした上で、私が指名してから御発言いただくよう、御協力のほどお願いいたします。

では、御意見や御質問がありましたらお願いします。

谷本委員、お願いします。

○谷本委員 教育センターの谷本でございます。

教育センターでは、既に選択課目の教科書としてビジネスマナーを作成しています。「運営管理」について、より必要な接客マナーを学習できるように、言葉遣いや接客の基礎、電話応対の基礎等について実践トレーニングを含めた教科書としているので、接客マナーに関する教育に関してはもう既に教科書もできてやっているということが一つ。

そして、福祉の高齢者及び障害を持った方への接遇及び技術提供の在り方等についての知識をさらに学ぶことについて異論はないのですけれども、現行の教育センター発行の「社会福祉」の教科書において、高齢者と障害者の心と体、高齢者と障害者の介助、高齢者と障害者に対する理容・美容の実践、理容師・美容師と社会貢献活動の各事項についてもちゃんと教科書に記述しております。この辺は、もし委員の方で必要でしたらセンターからお送りして参考に見てもらったらいいのではないですか。やっていないということはないのです。やっていますので。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

松野委員、お願いします。

○松野委員 社会福祉とかのことをお願いしたのは私だったかなと思ったので、別にやっていないとかそういうことではなくて、例えば、認知症の方のオレンジリングを取るとかそういうことを、やっていないというのではなくて、皆さんのほうでもう少し重点的にやっていただけるといいなと思ったので発言したところでした。

意見として、例えば、高齢者だったらオレンジリングを取っておくと、後でいろいろな対応のときに役に立ちますよとか、そういうことをやっていただけるといいなと思っています。

1点だけ、社会福祉活動のことなのですけれども、私はボランティアと言ったつもりはなくて、困っている方に寄り添った施術とかサービスはあると思っていて、美容師さんだったら、随分前に託児スペースがある美容院ができ始めたときは本当に画期的だったと思うのですけれども、今や普通のことで、それが事業の後押しになっているのではないかなと思っていますところもあるので、そういうボランティアまでいかなくとも社会貢献活動ぐらゐの文章で、何か所かありましたけれども、例えば5ページのところも、ボランティアまで言わずに社会貢献活動的な書き方にしていただけるといいのかなと思いました。ただでやってくださいということをお願いしているつもりではなくて、それがちゃんと授業として、たとえ、もうけがちょっと減っても、「ありがとう」と言ってもらえるような場が増えると、皆さんのやりがいが増えるかなと思って意見をしたところでしたので、もし可能であればお願いしたいなと思っています。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

ほかの委員、いかがですか。

私からいいですか。私もこれまでの議論を振り返りまして、この資料をいろいろ考えてみたのですが、今回まとめていただいた方向性は多分誰も反対しないというか、これまで委員の皆さんからいただいた意見をうまくまとめていると思います。

一言で簡単に言うと、教育施設、養成機関のカリキュラムとか教育の在り方というのは、各教育機関がその経営資源とか経営環境に応じて弾力的に編成できるように裁量部分を増やしていきましようというのが今回おまとめいただきお示しいただいた今後の検討の方向性だと思います。そうすることによって、どういう変化を求めるのかというと、より実践的な、いわゆる実践力の向上を図れるような教育に寄せていこう、そういうことが期待できるのではないかとということだと思います。

ただ、方向性としてはそうなのだろうとは思いますが、これで何か変わるかというと、あまり変わらないのではないかと個人的にすごく思っています。理由は2つあって、1つは、谷本委員が先ほどおっしゃってくれたように、既に養成機関がやれることはやっている、それぞれの立場で相当工夫されてやっている。それはゲストとして来ていただいてヒアリングをさせていただいた教育施設の方のお話を聞いても、それぞれ特色のある教育に取り組んでいらっしゃるということで、やれるところはもうやっているということですね。

さらにそれ以上に裁量分を増やして、もっとこういうことをやったらといういろいろなメニューの提案がありました。でも、これをやっていきましようというときに、できるかということ、それはもう限界なのだと思います。要するに、裁量部分を増やしてください、増やしましようという分には、それに振り分ける時間や労力やコストがかかるので、それをどこから捻出するのかまで考えないと、変わりたくても変われないということだと思います。つまり、何か新しいことをする裁量を与えるというか求めるのであれば、何かをやめる裁量も同時に与えなくてはいけないのかなと僕は思いました。

現状、いろいろな教育機関の方にお話を聞いていくと、まず教育機関として一番大事なのは国家試験に生徒さんたちを合格させることです。この部分の労力は相当大きいのだと思います。そう考えたときに、少なくとも美容師さんを目指す子たちが美容師としていち早く活躍できるようにするために、国家試験の問題は避けて通れない問題なのではないかなとすごく思っています。なぜなら国家試験が教育の中身とかカリキュラムを規定するからですね。これで今まで教育を変えたくても変われないのだと思います。

そうしたときに、国家試験の合格のための教育と実務能力向上のための教育、実務能力も実際に髪を切るだけではなくて、接客とか高齢者対応といったものも含めたより多くのものが求められてきているので、それとのバランスを考えていかななくてはいけないのではないかとということになると思います。

そうした場合に、国家資格、国家試験は最低限何を確保しなくてはいけないのか。国家資格を持った人に何を求めなくてはいけないのかというのは、参考資料に出ていましたけれども、美容師法・理容師法で求める国家資格というのが厚生労働大臣の所管の下で行わ

れているということを考えると、一番大事なのは衛生と安全なのだと思います。これは国家資格ホルダーとして、衛生と安全に関する知識や技術は確実に身につけてはいけません。この部分は絶対に譲れないところなので、ここに関しては国家試験できちんと担保しなくてはいけない部分なのだと思います。

それ以外と言っては変なのかもしれませんが、それ以外に関しては美容・理容の技術です。まさに髪をカットしたり、パーマをしたりという技術は、恐らく流行の変化というのもあるでしょうし、委員の方々からも聞いたように日本の理容・美容の技術水準は諸外国に比べても極めて高い。現場の理容師さん、美容師さんの日頃の努力もあるだろうし、もちろん養成機関での実習の教育が優れているのだと思います。そういった部分に関しては、地域だとか、時代だとか、お客さんに合わせて求められる技術や髪型は異なると思うので、そういった部分こそ教育機関の裁量に任せるべきものではないかなと思っています。

イージーなイメージかもしれませんが、僕が何を考えているかを簡単に言いますと、自動車の運転免許と一緒に駄目なのかということを考えているのです。自動車の運転免許も、車の運転というのは交通事故ですとか、誰にでも運転させてはいけませんので、だからああいう資格があるのですけれども、実技に関しては合格基準が自動車学校に委ねられていますよね。国家試験としてはペーパーだけでいい。そういうものになれないのかなと素朴に思いました。

そうすると、極論かもしれませんが、例えば国家試験で実技試験はなしにしてしまう。ペーパーで安全や衛生に関する知識をきちんと確保していく。技術ももちろん大事で、技術に関しては教育機関がそれぞれ努力していますし、見ていて教育能力もすごくあると思うので、そちらに委ねて、自動車学校のように教育機関で認定できればそれでいいとしたほうが、時代や場所、地域に応じて求められる技術がより早く身についていくのではないかなと考えました。

これは、少なくともここに参加されている委員の皆様の共通の問題意識だと思うのですが、国家資格を取ったのに例えば3年とかその後にその仕事で食えないという現状はおかしいのではないかな。要するに、車の運転免許を取ったのに3年は車を運転したら駄目ですというのと、この運転免許は何なのだということになるのではないかなと。

だから、まず資格について議論があって、そこはすぐにやめましょうということにならないと思うのですが、国家資格の議論を避けていては根本的な問題は解決しないのではないかなと思った次第です。

いかがでしょうか。本当に真面目に考えたつもりです。委員の皆様から何を言っているのだという話になるかもしれませんが、また御意見をいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

課長、お願いします。

○健康・生活衛生局生活衛生課長 今、委員長から大所高所というか制度そのものについ

での御発言があったかと思っております。専門委員会は理容師・美容師制度全体の御議論をできる場として、皆様方に御参画、御就任いただいているものでございます。ですので、今、委員長がおっしゃったことは、この専門委員会での審議事項の権能の中に入っていることでございます。

一方で、現行において、これまで数回にわたり養成制度の現行の在り方でどのような工夫ができるのか、前回29年の改正後のフォローアップ等々を中心といたしまして議論をお願いをしてきたということで、論点整理の案をお示しさせていただきました。当面、まずは春に向けては、これまで続けてまいりました議論をベースとして、今後の方針をお示しするに当たってどのようなものが適正か御審議をいただきたいと考えてございます。

また一方で、少し離れて一般論的に申し上げますと、理容師法、美容師法にそれぞれ試験として理美容師に必要な知識と技能について行うとされているところです。こういった制度の立てつけ自体は、ほかの職種の中でも同じように知識と技能を問うという形にされているところです。それをどのような形で試験を行うかについては、それぞれの制度において考えがあります。

確かに、厚労省の中のほかの制度を見ても、実技試験をやっているところは少数派なのかもしれません。ただ一方で、技能について筆記の場面で何もやっていないかというところ、そうではございませんで、それぞれの職種で問われる技術がどのようなシチュエーションにおいて、どう適正に発揮されるべきなのか、そういったアセスメントなどを問うような形で試験が行われるという形で、我々の世界でいけば衛生面に関する知識だけを問うような試験をやっているわけではないというところで、技能の部分について何も試験をやらないというところは、どの世界を見てもないのではないかなと思います。そこはしっかりと試験の中で問うているという形になると思っています。

先ほど自動車免許のお話もございましたけれども、自動車免許も私の理解では、基本的には試験制度を警察の側でやるものが学科と技能と両方用意をされていて、公認されている自動車学校で所定の課程を修了したのであれば、技能試験を免除するという立てつけになっているかと思います。技能試験自体をなくしているわけではないということでございますので、その辺りはそれぞれで求められる知識・技能とか実際の運用の在り方などを踏まえて、最適な在り方をそれぞれ考えていくことになろうかと思います。委員長の先ほどの御指摘については、今後の制度の在り方ということで、幅広い視点での御指摘ということで受け止めさせていただきたいと考えてございます。

○芳賀委員長　ありがとうございました。

もちろん、今回の我々の場で検討できるような問題ではないのは重々承知しておりますけれども、今後の検討課題として一つ記録しておいていただければと思って発言させていただきました。

大森委員、お願いします。

○大森委員　大森です。

委員長からお話があって、そういう形もあるのかなと、視点の置き方について新たな思いをいたしました。運転免許の例が出ましたが、それと理容とかの大きな違いは何かというと、やはり人の皮膚に直接接する、そこに大きな違いが出ます。

この免許ができたときは戦後の復興のときで、GHQが入って、髪の毛のシラミとか、あまりにも不衛生な状況を見たときに、こんなことでは駄目だろうということで理容師法ができたのです。22年12月にできて23年に施行された。それは学科だろうということにもなろうと思いますけれども、それに併せて、むしろ実技の中に高度なものを私は非常に感じるのです。解剖生理学的にですが。

特に、日本のシェービングをユネスコの文化財の遺産にでも登録しようかと思って、研究しようと思うのです。どうやったら皮膚に不見傷、目に見えない傷をつけないか。技術的には斜行運行というのですけれども、そのためには肘を張らなければいけない。肘を張ることによってかみそりが寝る。そして斜行運行によって皮膚に傷を与えないという…。今はかみそりの説明だけをしましたけれども、非常に理にかなった技術が開発されて、それが試験の中心なのです。このことを次の世代へしっかりつないでいき、そして世界に誇っていかねばと私は思うのです。

ですから、委員長の言われた新しい考え方は頭に置いておかないといけないと思いますけれども、次の世代に残すためにはより充実させなければいけない。

文化遺産と言いましたけれども、生活衛生は文化遺産が多いのです。飲食は日本料理とか。日本の温泉文化とか、そういうもので遺産登録をしていこうという動きがあります。衛生とか人を守るという意味については高度だと私は思っておりますから、実技については、これを伸ばしたい。

同時に、消費者ニーズということがこの文章の中にもたくさん出てまいりました。

現実に男性客は美容店にたくさん行っているのです。そうなりますと、課外授業の中に男性が美容店に行けば角刈りもつめるように、女性の方が理容店に來ればカットができるように。これをもっと拡大しようかと。

私は美容の学校の理事長もしている。男性の角刈りがつめるようにとか、シェービングはできませんけれども、これから課外授業として膨らませていこうというのが私の考え方です。

ちょっと長くなりますけれども、免許を持たない者が利益を得るためにシャンプーをしないといけない。ところが、科学の進歩とともにシャンプーをする機械がもう既にあるのです。社会の変化、科学の変化にしっかり応えられるように変えていくのがこういう議論の場であると思うのです。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

それでは議論を戻しまして、これまでの今後の検討、対応の方向性ということでお示しいただいた案についての御意見はいかがでしょうか。この方向性で進めていただいてもよろしいでしょうか。

お願いします。

○大森委員 大森です。

最後の項目の面接授業についてですが、現状を守ってほしいというお話を前にしましたが、十分な周知を図ってということも入れておるので、今後見ていかなければいけない。こういう意見が強くあったということで含んでほしい。

2点目、選択課目については、先ほど言いましたように、美容の中にメンズのカットをどんどん入れていく。そして、理容科には美容のカットをどんどんしていく、いわゆる消費者ニーズに答えていくという方針で幅広くやっていきたい。

以上です。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

藤田委員、お願いします。

○藤田委員 学習院大学の藤田でございます。

本日の資料の中の事務局からの御提案に関しましては、おおむね私も賛成しております。先ほどのお話の関連になりますけれども、芳賀委員長がおっしゃったように、全体として養成所の裁量の拡大の方向を向いているということで、それ自体はよろしいかと思うのですけれども、芳賀委員長もおっしゃいましたように、それに対応し切れないような養成所に関して一定の配慮をすべきだと思います。ですから、例示を多くしたり、あるいは先進的な取組を行っている養成所の事例を何らかの形で周知したり、そういった配慮は必要ではないかと思います。

その話と関連するのですが、1点申し上げますと、資料の9ページで、必修課目の中の実務実習についてなのですが、事務局からも問いかけがございますように、実務実習の上限時間に関してどう考えるかということで、実務実習の上限時間を増やすのであれば、下に書かれておりますように質の確保に向けた環境整備が欠かせないと思うのです。

その場合、環境整備といってもすぐに対応できるものではなくて、検討も必要ですし、それが実務の現場で反映されるようになるにはかなりの時間を要するのではないかと考えられますので、例えば、現行の年間60時間掛ける2年をさらに2割にするか3割にするかという参考の数字がありますけれども、私自身の個人的な案として、この部分の時間数を増やしたいということであれば、養成所の裁量を拡大させるような形で、現行は年間60時間ずつで全体として120時間になっているかと思いますが、これを2年間で120時間にするという方法も一つの方法ではないかなと思います。厳密に増やすということではなくて、上限時間の合計は変わらないのですけれども、養成所の使い方によっては少し増えることもあるのかなと思いますので、そういった方法で、ドラスティックな変更よりも小さな工夫を重ねることで養成所の裁量を増やして、使いやすいカリキュラムにさせていただくのはどうかと考えております。

以上です。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

谷本委員、お願いします。

○谷本委員 教育センターの谷本です。

まず一つは、実務実習に何を期待しているかなのですよね。それが養成施設だけでできることではないのです。サロンの協力や御理解がなければできないのです。実務実習をすることによって技術のスキルアップという話が出ていますけれども、サロン側がそのことをしっかり理解して教育してくれるという確約がなかったら、ただ実務実習に時間を取られるだけで終わってしまうのです。それだったら、まだ学校で授業しているほうが良いというのが考えなのですよ。

だから、実務実習も校外実習もこれから出てくるのも一緒なのですけれども、先ほど言われた大森理事長は学校もサロンも経営しておられます。藤原理事長も同じように学校を。そういう意味では、両連合会の組合員の皆さんはまだ周知徹底することができるのです。だけれども、組合ばかり言ったらいけないかもしれないけれども、組合に未加入のサロンは半分以上あるのです。そのサロンに、きちんとこれこれはこういう目的でやっているのだというのを学校や組合以外のサロンに言っていけますか、大森理事長。自分のところの組織内だったらできるけれども、できないですよね。それがまず一番のことであって、それができるという覚悟ができたなら話を進めていってもいいけれども、正直言ってサロンの協力がなかったらできないのです。このことが一番大事なことです。

「いじめんといて」といつも言うのだけれども、私たち養成施設は言われたらしなくてはならないのです、思っているような結果が出るのですかと。結果を出すためには、非組合員が半分以上あるサロンの理解と協力がなければやる意味がないのです。養成施設がしんどい思いをするだけ。

例えば、今言っている面接授業にすれば600時間ということになると、これを始めたときは入学生は10月入学だけだったのです。今は4月入学と10月入学の2つがあるのです。ということは、600時間といたら1年間で割っていくと200時間。1年、2年、3年といたら600時間。その倍の1200時間を養成施設は面接授業に使わなくてはならない。そんなことをしていたら、先生方はどうするのですか。今でも足りない学校があると聞いていますけれども、また先生を入れなければいけない、その場所を確保しなければいけないということで、実際にできるかどうかということもしっかり考えていただいた中で、何をするにしても、正直言って即戦力も一緒です。

それは、サロンがこういう仕事をしてくれと、それが連合会でまとまって出てくる場合には学校もできるのです。サロンが1万軒あったら1万通りのものをしろと言われてもできないのです。正直そんなことはみんな分かっているはずだけれども、だからこそ1万軒、2万軒、3万軒というサロンが現実隣同士でもやっているわけです。やり方が違うから。

その辺のことを考えた中で議論をしていかないと、私たちもきれいごとを言いたいのだけれども、それでは目的を達成することはできないのではないですか。きれいごとを言って終わって、5割以上のサロンは影響力のないサロンです。その人たちが理解するかとい

ったら、しないのではないかなと思っているのです。だから、まずはそういうサロンをちゃんと教育してからやっていただければ、養成施設はそれに従って全てやっていきますということです。

○芳賀委員長　ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員　江戸川大学の宮崎です。

先ほど社会福祉の件が出たかと思うのですが、確かに授業としては「社会福祉」の中でいろいろ高齢者とか障害者のことをやっているのですが、ボランティアを考えたときに大切なのは実際に活動することではないかと思います。その部分なのですが、本学の事例を出して申し訳ないですが、例えば、自由課目みたいな形にして、卒業単位にはしないけれども、単位は大学として認定します。40時間ちゃんとボランティアをやって、相手からちゃんと来ましたという判こを押してもらって、ボランティアをやりましたという判こがつく。それは休み期間に学生が任意でやります。

それは学生にとって何がいいかというと、就職のときにこういう活動をしたということを学校のほうで証明してくれるというやり方もありますので、自由課目とか、それを卒業の単位に入れるかどうかは学校の判断かもしれませんが、一定の条件できちんといえればという工夫の仕方もあるかと思います。

これも一例で、全部にやれという話ではありませんので、そういうことも支えようという学校があれば、そういうことができるということを例示して、こういうふうに行っているとそういうこともできますよというのを学校に提示していくのはやり方としてあるのではないかと思います。

以上です。

○芳賀委員長　ありがとうございます。

谷本委員。

○谷本委員　それも、学校がしても、サロンが認めなかったらどうしようもないのです。だから、サロンが認めるということ。

こんなことを言っていていいかわかりませんが、過去には、国家試験は修了年が1年だったから、1年で取ったのだからやれというのものもあるかもしれませんが、私たちは2年間の中でこれだけをやりたい、これだけはやりたい、これもやりたいというのを持っている中で、これもこれもしろと言われたら当然するのです。私たちもそう思っていますから。しかし、サロンが認めないとどうしようもないのです。即戦力と言っても、Aというサロンには合うかもしれないけれども、Bにとっては、言葉が悪いけれども、うちにとっては何の役にも立たないというような状況になったら、本当に無駄な時間になってしまうから。

できれば、両連合会の50%でいいですから、シャンプーはこうだ、カットはこうだ、こ

れはこうだというのをやっていただければ一番ありがたい。それだったらやっていけると
思います。

だから、しつこいですけれども、何遍も言うのは、要はサロン側の理解と協力がないと、
やってもいい答えは絶対に出ないということです。私はそういうふうに思っていますので、
できる限りサロンの理解を得られるようなものをつくっていただきたい。そうしたら養成
施設はやっていきます。

○芳賀委員長 宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員 今私が言ったのは、サロンのボランティアではなくて、高齢者とか障害者の
施設に行くと、そこに理容師さんとか美容師さんが来てくれて、こういう活動があるのだ
というのを実際に見ると、座学で勉強するのもあるけれども、その施設に行つてという
ことですので、サロンのお話とはまたちょっと違うかなと。

○芳賀委員長 大森委員、お願いします。

○大森委員 大森です。

福祉社会の構築というのが大前提にありますから、いち早く取り組んでいることは事実
です。それをより高度化しましょうというお答えでいいのだと思うのです。ケア理容師、
ケア美容師とかいう特殊な勉強をしながら、そういう訪問理容・美容ができるような高度
な教え方も、それぞれ理容・美容の団体が過去に行ったり、現在も行ったりしているところ
であります。どれぐらいボランティア活動しておるかということについては、もう少し
社会的にも訴えるところがあるのであれば、また御助言をいただいたらいい。理美容のボ
ランティアというのは無料のボランティアのケースが多いのです。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

お示ししていただいた基本的な検討や対応の方向性はおおむねお認めいただけていると
思いまして、それに加えて、その実効性を高めていくためにはどんな課題があるのかにつ
いてもいろいろと御意見をいただけたと思っております。どうもありがとうございました。

本日の議論を踏まえまして、事務局におかれましては検討課題に対する当面の方針案を
作成していただいて、次回の専門委員会ではその案について皆様に御議論をいただきたい
と思います。

予定よりも少し早いところでありますけれども、本日の審議はここまでとさせていただ
きたいと思いますが、いかがでしょうか。まだありますか。

○大森委員 大森です。

最後に、議論されたのは養成校の関係が非常に多かったですが、基本的には理美容の在
り方というものを議論しなければいけないと私は思っております。

なぜかという、社会背景がもう随分変わってきているのです。日本経済を見ていても、
いよいよ好循環を目指してということで給料が上がってきて、物価が上がってくる。そう
いう社会背景が随分変わってきています。

特に少子高齢化等もますます進んでいきます。外科医が半減するというのが大きな見出

しで昨日の新聞にも載っておりまして。少子化の中で、人口も恐らく1億を割るのはあっという間でしょう。これを見据えた理美容の在り方をしっかりと考えていかなければ、他の業種もいろいろ進めていくでしょう。我々も時代に応じた方向で進めていかなければいけないと思います。現実をしっかりと直視して、一回考えてもらえらる会議を、5年に1回には背景が変わってきますから、議論をする場をぜひ設けてほしいと思います。

長くなりますからこれで切りますけれども、私の思いはそうです。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

今回は教育というか養成というところを焦点にした委員会ですので、それに加えて、ダブルライセンスとか同時授業などもある程度運用実績ができてきているので、養成だけではなくて、例えばサロンの経営状況ですとか、消費者ニーズへどれくらい適合しているのかとか、そういった観点からも一度レビューをしていく必要があるかもしれませんね。ありがとうございます。

それでは、次回に向けて検討課題に対する答申の方針案を御作成いただきたいと思います。

以上で本日の審議を終了したいと思いますけれども、事務局から連絡事項があればお願いいたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 事務局でございます。

本日は活発な御審議をいただき、誠にありがとうございました。いただいた御意見を踏まえまして、次回の議事・資料について調整させていただければと思います。

本日の議事は以上となります。

なお、本日の議事録は原稿ができ次第、各委員に送付、御確認をいただいた上で厚生労働省ホームページにおいて公表させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次回の開催日程につきましては、追って事務局から調整させていただきます。

事務局からは以上です。

○芳賀委員長 ありがとうございました。

以上をもちまして、第4回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会」を終了いたします。

本日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。

資料 3

令和7年春の叙勲・褒章受章者について

◎ 叙勲

旭日双光章	なかむら 中村	おさむ 修（常務理事・奈良県組合理事長）
旭日単光章	たかはし 高橋	ひろし 寛（元神奈川県組合副理事長）

◎ 褒章

黄綬褒章	しょうじ 莊司	れいこ 礼子（学国際文化学園理事長）
黄綬褒章	やまぐち 山口	こういち 幸一（理事・群馬県組合理事長・全理連名誉講師）

（敬称略）

注1. 上記の受章者には、慣例により連合会より記念品を贈呈いたします。

記念品は、第2回理事会（5/28 開催）席上にて、代理として所属組合理事長にお受け取りいただきます。

資 料 4

議案第1号 令和6年度事業報告承認の件

定款第44条の規定に基づき、全国理容生活衛生同業組合連合会の令和6年度における業務に関する監査を、令和6年10月31日および令和7年4月24日の2回にわたり、連合会事務所において詳細に行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

業 務 監 査 報 告

連合会業務のうち、定款および定款施行規約に基づく総会、理事会、その他の会議、並びに各事業とも適切に行われていることを認めます。

令和6年度は国の補助金等を活用して「儲かる業づくり（ヘアサロンの売れるメニューづくりセミナー）」事業、「デジ活！ 儲かる塾」事業を実施し、両事業とも各組合や支部・地域が本当に求める内容、儲かる業につながる内容を検討し、地域のニーズに合ったセミナーを細やかに開催できたことは、これまでにない新たな試みとして評価できます。

また、47都道府県組合組織振興対策助成金として5,000万円の支援決定は各組合、支部の組織力維持への大きな力となりました。限られた財源ではありますが、これからも機を見て、こうした支援策を講じられることを希望します。

令和6年度は、役員改選にあわせてデジタル推進部門が新設されたほか、10月のヘアワールド・ジャパンカップ2024には、世界各国から多くの選手・関係者を集めて開催されるなど、新たな時代の新たな組織、コンテストの方向性を示すこととなりました。今後も関係省庁・団体と連携を取りながら、新たな施策、組合員サロンの安心・安全な営業に資する施策を積極的に推進されることを期待します。

令和7年4月24日

監 事	藤 田 幹 雄
同	小野瀬 文 隆
同	庄 司 一 生

議案第2号 令和6年度決算報告および剰余金処分案承認の件

定款第44条の規定に基づき、全国理容生活衛生同業組合連合会の令和6年度における財産に関する監査を、令和6年10月31日および令和7年4月24日の2回にわたり、連合会事務所において詳細に行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

会 計 監 査 報 告

本年度の一般会計ならびに事業・火災共済・団体生命共済・年金共済・賠償責任補償共済・療養補償共済の7会計、および生活衛生関係営業対策事業費補助金で実施した2つの特別会計の内容について、決算関係書類に基づきその内容の説明を受けました。

計数的に金銭の出納、銀行預金残高は完全であり、各帳簿の記載も正確であることを確認しました。

予算の執行に当たっては、各事業活動に基づき効率的運用と節約に留意されたあとが見受けられ、全会計の予算に対する執行率は99.41%で、全般的に予算は適正に支出されています。

なお、法定準備金および特別積立金は、定款の定めどおりに行われており、また、任意の積立金も計画的に積み立てられてきたことから、財政基盤の充実は図られております。

以上、当期決算については、すべて相違なきものと認め、監査報告といたします。

令和7年4月24日

監 事	藤 田 幹 雄
同	小野瀬 文 隆
同	庄 司 一 生

資料5

「全理連ナショナルチーム育英支援の会」監査報告について

会則第7条に基づき「全理連ナショナルチーム育英支援の会」の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日）会計及び事業状況について別紙のとおり報告いたします。

報告書の作成にあたっては、令和7年4月17日に船津博司会長、行野欣也副会長の出席のもと、連合会会議室において監事2名（稲葉孝博常務理事、東根清一常務理事）により監査が行われ、金銭の出納、銀行預金残高等について完全であり、帳簿の記載も正確である旨の承認を受けています。

※「全理連ナショナルチーム育英支援の会」会則第7条

監事は毎年1回以上の会計及び事業状況を監査し、連合会理事会に報告する。

令和7年4月17日

自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

全理連ナショナルチーム育英支援の会
令和6年度 収支決算状況

(1) 前年度繰越額	12,801,338 円	(現金預金繰越)
(2) 寄附金総額	1,620,000 円	
(3) 新規貸付額	0 円	
(4) 貸付金返済額	0 円	
(5) 世界大会助成金	△ 1,000,000 円	
(6) 今年度運用益	4,416 円	(預金利息)
(7) その他費用	△ 8,920 円	

次年度繰越額	13,416,834 円	(現金預金繰越)
本年度末貸付金残高	0 円	
育英支援の会財産有高	13,416,834 円	

現預金残高内訳

1. 現 金	27,578
2. 普通預金	8,389,256
3. 定期預金	5,000,000
合 計	13,416,834

令和 6 年度
全理連ナショナルチーム育英支援の会

監査報告

監査の結果、令和6年度の帳簿および帳票の
会計は、適正に処理し記載されており、当期の
決算は相違ないものと認めます。

なお、以下の点について留意が必要と考えま
す：世界大会出場選手への助成の内容について
は物価高騰や円安の状況を勘案し、手厚くする
ことが望ましい。

令和 7 年 4 月 17 日

監 事

稲葉孝博



令和 7 年 4 月 17 日

監 事

東根清一



資 料 6

2025 パリ世界大会個人戦部門 出場選手の募集結果について

2025 パリ世界大会（9月 14～15 日、於：フランス・パリ）に出場する個人戦部門選手を募集した結果、下記 2 名の応募がありましたのでご報告いたします。

記

◆2025 パリ世界大会個人戦

1. 応募選手（2 名） 氏名・所属組合・出場競技種目名

たなか 田中 みのる 穰（北海道組合・ロースキンフェードカット）

みずしま 水島 としろう 稔郎（静岡県組合・ストリートカット）

2. トレーニングについて

7/14（月）に東京・全理連ビルでトレーニングを実施いたします（参加自由）。詳細は選手本人に連絡いたします。

指導は 2025 全理連ナショナルチームの片桐寿彦チーフトレーナー、濱野雄一トレーナーが担当します。

資料7

全理連特別講師の委嘱について

「全理連中央講師に関する規定」第9条に基づき、全理連特別講師を下記のとおり委嘱いたしたく存じます。

記

◎全理連特別講師

なかじま さとし
中嶋 聡（茨城県組合）

（経歴）

平成18年4月1日 全理連中央講師就任（通算18年）

全国大会審査委員2回（H24、30）

営業支援担当講師 1回（H22・訪問福祉理容）

1. 委嘱理由

近年は理容業も技術を売るだけではなく、幅広い意味でのサービスを展開するサロン経営を図っていく必要がある。そのための講師が不足している現状を鑑み、後継講師の育成、並びに各組合からの同関係講習への講師派遣要請に対応する。

2. 担当科目 トータルプロデュース

3. 任 期 承認日～令和8年3月31日

【参考】

全理連中央講師に関する規程（抜粋）

（特別講師）

第9条 第2条（講師の委嘱）及び第7条（名誉講師）の規定にかかわらず、連合会の教育事業に関する指導実施の責務を果たすため、とくに必要と認められる場合は、理事長は認定委員会の認定を経ることなく、臨時に専門科目について講師を委嘱することができる。

2 前項により委嘱する講師は、特別講師とし、講習ごとに任期を定める。

資 料 8

関係団体の各種会議について

令和7年4月16日～5月20日

公益財団法人 日本エステティック研究財団

◎第37回理事会

日 時 令和7年5月20日(火) 午前10時30分

場 所 航空会館ビジネスフォーラム 502号室

議 題 決議事項

第1号議案「2024年度事業報告及び附属明細書の承認」の件

第2号議案「2024年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び
附属明細書並びに財産目録の承認」の件

第3号議案「2025年度定時評議員会の日時、場所、目的である事項」の件
報告事項

2025年度第1回職務の執行状況報告

その他

- (概 要)
- ・(第1・2号議案) 2024年度事業報告（会議関係、調査研究事業、エステティック業務の適正化事業、教育研修事業、啓発広報事業等）及び2024年度決算報告（経常収益合計1,357万4,050円、経常費用合計2,400万3,620円）について説明が行われた承認された。
 - ・(第3号議案) 2025年度定時評議員会を2025年6月10日（火）午前10時30分から航空会館ビジネスフォーラムで開催することが承認された。
 - ・(報告事項) 2025年5月12日までの職務の執行状況が報告され、諸会議の開催状況、第18回エステティック学術会議の内容などが報告された。

資 料 9

議案第 3 号 役員（監事）選任の件

東北協議会 たか はし とも ゆき
 高 橋 朋 幸 （福島県組合副理事長）

中国協議会 あつ た みき お （島根県組合副理事長）
 熱 田 幹 夫

九州協議会 きよ たけ ゆう じ
 清 武 裕 治 （宮崎県組合副理事長）

資 料 10

令和7年度厚生労働省健康・生活衛生局長表彰について

標記について、下記のとおり実施いたしたく、ご提案いたします。

記

1. 表彰期日 令和7年10月20日(月)、第194臨時総会・評議員会席上、令和7年度各種表彰式典において行います。
2. 開催場所 神戸ポートピアホテル(兵庫県)
3. 推薦人員 15名
4. 推薦割当

推薦人員を各協議会に次のとおり割当てるとします。

北 海 道 協 議 会	・ ・ ・	1 名
東 北	〃	・ ・ ・ 2 名
関 東 甲 信 越	〃	・ ・ ・ 4 名
東 海 北 陸	〃	・ ・ ・ 2 名
近 畿	〃	・ ・ ・ 2 名
中 国	〃	・ ・ ・ 1 名
四 国	〃	・ ・ ・ 1 名
九 州	〃	・ ・ ・ 2 名
合 計		1 5 名

5. 推薦の手続き

(1) 推薦締切日

上記各協議会からの推薦の締切は、6月20日(金)とします。

(2) 表彰候補者の推薦

各協議会より推薦のあった表彰候補者について、別添推薦基準に基づき推薦するものとします。

6. その他

- (1) 受彰者の旅費は自己負担とします。
- (2) 副賞として楯を贈呈します。

**厚生労働省健康・生活衛生局長表彰
推薦基準**

推せん者	全国理容連合会理事長		
被推せん者	組合の役員もしくは役員であった者		
経歴	① 組合理事長 (連合会理事)	② 組合役員 (連合会評議員)	③ 組合役員
	組合役員歴が8年以上あること。 (年数および役職は、当該年の4月1日現在)		
	※役員歴で組合支部の役員歴は含まれない。 ※役員歴で監事は従事年数に含まない(組合規程により役員に含む場合を除く。監事を役員に含む場合は、定款の記載箇所のコピーを推薦書類に添付してください)。		
共通要件	1. 年齢が45歳以上であること。 2. 当連合会理事長表彰を受けたことのある者。 3. 叙勲、褒章、厚生労働大臣表彰(食品衛生優良施設表彰を除く)、健康・生活衛生局長表彰(旧 医薬・生活衛生局長表彰および旧 健康局長表彰)を受けたことがないこと。 4. 3年以内に厚生労働大臣表彰に推薦を予定していないこと。 (健康・生活衛生局長表彰受彰より2年を経過していなければ、厚生労働大臣表彰の推薦は行えません)		

資料11

令和7年度全国理容連合会理事長表彰について

標記について、下記のとおり実施いたしたくご提案いたします。

記

1. 表彰期日

令和7年10月20日(月)、第194臨時総会・評議員会席上、令和7年度各種表彰式典において行います。

2. 開催場所

神戸ポートピアホテル(兵庫県)

3. 表彰方法

表彰状および記念品を贈呈します。

4. 被表彰者について

(1) 組合・支部役員またはその職にあった者

① 推薦の条件

組合もしくは支部の組織強化に尽くし、その功績が顕著と認められ、他の模範として推奨に値する業績がある者であって、その功績にかかる役員歴が9年以上で年齢40歳以上の者。

② 推薦の方法

イ. 組合推薦

組合員1,500名未満の組合は1名、1,500名以上4,000名未満の組合は2名をそれぞれ推薦できるものとします。

ロ. 協議会推薦

北海道協議会は1名、東北協議会は2名、関東甲信越協議会は4名、東海北陸協議会は2名、近畿協議会は2名、中国協議会は1名、四国協議会は1名、九州協議会は2名を、それぞれ推薦できるものとします。

(2) 組合・支部職員またはその職にあった者

① 推薦の条件

組合もしくは支部の組織強化に尽くし、その功績が顕著と認められ、他の模範として推奨に値する業績がある者であって、その功績にかかる従事年数が15年以上で年齢40歳以上の者。

② 推薦の方法

組合推薦……前記(2)の①に該当する者を組合が推薦するものとします。

(3) 連合会役員またはその職にあった者

① 推薦の条件

業界の組織強化に尽くし、その功績が顕著と認められ、他の模範として推奨に値する業績がある者で、その功績にかかる役員歴が9年以上で年齢45歳以上の者。

② 推薦の方法

連合会推薦……前記(3)の①に該当する者を連合会が推薦するものとする。

(4) 連合会職員またはその職にあった者

① 推薦の条件

業界の組織強化に尽くし、その功績が顕著と認められ、他の模範として推奨に値する業績がある者で、その功績にかかる従事年数が15年以上で年齢40歳以上の者。

② 推薦の方法

連合会推薦……前記(4)の①に該当する者を連合会が推薦するものとする。

(5) その他理容業関係者

① 推薦の条件

イ. 業界内部の者

- a. 永年審査委員表彰、または教育功労者顕彰を受けた者で、過去に業績があり引き続き業界の発展向上に尽力した年齢70歳以上の者。
- b. その他、必要とする実績を生じた者。

ロ. 業界外部の者

必要とする実績を生じた者。

② 推薦の方法

連合会推薦……前記(5)の①に該当する者を連合会が推薦するものとする。

5. 被表彰者の推薦締切日

各組合および各協議会からの推薦の締切は、6月20日(金)とします。

6. その他

(1) 受彰者の旅費は自己負担とします。

(2) 年齢、役員歴は推薦日現在とします。

資料12

「全理連ナショナルチーム育英支援の会」会則の一部改訂（案）について

「全理連ナショナルチーム育英支援の会」は、世界理容美容機構（OMC）主催の世界理容美容技術選手権大会（世界大会）に出場する選手に対し資金的援助を行っております。

昨今の物価高騰や円安の影響等により、マネキン代を含めたトレーニング費用や渡航費用等の負担増加が顕著になっており、選手の大会への挑戦の継続や、今後新たに挑戦しようとする選手への一層の支援強化を図るべく、全理連ナショナルチームのシニア部門選手を対象に下記のとおり改訂いたしたくご提案致します。

記

◎「全理連ナショナルチーム育英支援の会」会則改訂〈抜粋〉

現 行	改 訂 案
(事業) 第4条 (1) 全理連ナショナルチームの選手1名につき100万円を限度に、無利息の貸付を行うことができる。 (2) 海外で開催される世界大会出場時に次の助成金を支給するものとする。 ① シニア部門（全理連ナショナルチーム <u>(団体戦)</u> ）選手1名につき20万円 ② ジュニア部門選手1名につき15万円 ③ 個人戦出場選手には1名につき10万円（ジュニア部門選手を除く）	(事業) 第4条 (1) 現行通り (2) 現行通り ① シニア部門（全理連ナショナルチーム）選手1名につき20万円 ② 現行通り ③ 現行通り

附則（第10次改正事業の改正）

この会則は、令和7年5月28日より施行する。

※今大会を終えた段階で改訂案を再検討する。

資料13

HAIRSTYLIST CHAMPIONSHIP・ジャパンカップ 2025

(第77回全国理容競技大会)

および諸会議、ウエルカムパーティー等の日時・会場について

◎ 諸会議・ウエルカムパーティー関係

第5回正副理事長打合せ

10/19(日) 15:00 (神戸ポートピアホテル 本館地下1階「梅」)

各種表彰式典・第194臨時総会・評議員会

10/20(月) 13:00 (神戸ポートピアホテル 本館地下1階「偕楽」)

ウエルカムパーティー(予定)

10/20(月) 18:00 (神戸ポートピアホテル 本館地下1階「偕楽」)

◎ HAIRSTYLIST CHAMPIONSHIP・ジャパンカップ 2025 (第77回全国理容競技大会) 関係

審査・監視委員打合せ

10/20(月) 15:00 (アリストンホテル神戸 2階「バレンシア」)

HAIRSTYLIST CHAMPIONSHIP・ジャパンカップ 2025 (第77回全国理容競技大会)

10/21(火) 8:30 (予定) (ワールド記念ホール)

各会場の所在地、電話番号等

・【神戸ポートピアホテル】

〒650-0046 兵庫県神戸市中央区港島6-10-1

TEL: 078-302-1111 (代表) FAX: 078-302-6877

・【ワールド記念ホール】

〒650-0046 兵庫県神戸市中央区港島中町6-12-2

TEL: 078-302-8781 FAX: 078-303-4006

資料14

Hair Creation—2026 の設定について

標記につきまして下記のとおり設定作業を行い、概略を得ましたのでご提案いたします。

記

1. 名 称

Eance(エアンス)

「Eance」とは、コンセプトである「Effortless (エフォートレス・気取らない) Elegance (エレガンス・上品な)」の頭文字“E”と、「Nuance (ニュアンス・さりげない表情や雰囲気)」を組み合わせた造語で、ヘアスタイルからファッションまで、気取らずに上品なおしゃれを楽しむという意味。

2. 対 象

ファッショントレンドの変化に関心が高く、自分らしいスタイルを大切にする、おしゃれ感度の高いレディス&メンズヘア。

3. 提案の主旨

コンセプトは、“エフォートレスエレガンス”。自然体でありながら上品さを感じさせるスタイルを意味し、ナチュラルテイストや着崩しを入れてドレスダウンした「気取らずに上品なおしゃれを楽しむ」ファッションスタイル。

理容師の持つファッション的感性を伝えるとともに、イメージアップを図ることで、儲かる業づくりに寄与することを目的とする。

4. ヘアスタイルの特徴

- (1) ヘアカラーは、レディスはトレンドを取り入れたハイトーンカラー。メンズは日本人の黒髪を活かすハイライトで立体感と軽さをプラス。
- (2) セイムレイヤーをベースに、ドレスダウンしたテイストを表現したヘアデザイン。
- (3) メンズはピンパーマで、柔らかい動きとドレスダウンした雰囲気を演出。

5. 発表方法

(1) 全理連中央講師会・自主研修会における発表

日 時：令和7年7月2日（水）午前10時 Hair Creation—2026 発表会

場 所：アリミノホール「新宿区下落合1-5-22」（予定）

出席者：各組合教育部長、全理連中央講師

※各組合教育部長はアリミノホールで発表会に参加後、全理連ビルに移動し実習および教育事業推進打合会を実施予定。

※全理連中央講師は発表会后、中央校で研修会を実施予定。

(2) 「理楽 TIMES」紙上にて発表（9月号予定）

(3) 発表会后、連合会 YouTube チャンネル（www.youtube.com/@zenriren）および連合会ホームページ（www.riyo.or.jp/）に動画を掲載。

6. 委員会開催

- | | |
|-------------|--|
| 第1回（1／8） | Hair Creation—2026 の方向性についての検討、スタイル制作・習作 |
| 第2回（1／30） | スタイル制作・習作及び技術・理論、提案主旨、ネーミング、撮影の検討 |
| 第3回（2／13） | スタイル制作・習作及び技術・理論、提案主旨、ネーミングの検討、撮影の確認 |
| 第4回（3／13） | スタイル制作・習作及び技術・理論の検討・決定、提案主旨、ネーミングの検討、撮影の確認 |
| | （4／2・3）映像・スチール撮影 |
| 第5回（4／9・10） | 技術・理論、提案主旨、ネーミングの決定、撮影の確認
技術解説動画撮影 |
| 第6回（5／8） | 技術解説動画音入れ、制作内容の編集・確認 |

【Hair Creation—2026 設定委員会】

- | | |
|------|------------------------|
| 委員長 | 船津 博司（教育委員長） |
| 副委員長 | 稲葉 孝博（教育副委員長） |
| 委 員 | 木下 裕章（全理連中央講師会幹事長）※チーフ |
| 〃 | 辻 佑輔（全理連中央講師・山形県） |
| 〃 | 小伏脇奈都子（全理連中央講師・石川県） |
| 〃 | 田中 泰平（全理連中央講師・兵庫県） |
| 〃 | 井高 英聖（全理連中央講師・岡山県） |
| 〃 | 坂口 拓也（全理連中央講師・鹿児島県） |